

第 7 号

熊本県旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

熊本県旅館業法施行条例（昭和33年熊本県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

旅館業法（昭和23年法律第138号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。